議　　第　３０４　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

訴えの提起について

山ノ神二丁目東公園の不法占用に伴う不当利得の返還等及び原状回復に係る原因者負担金の請求に関する訴えを提起する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　相手方

市が所有する山ノ神二丁目東公園（以下「本件公園」という。）の一部の占用許可を平成２８年１０月７日に受けた者

２　訴えの趣旨

相手方に対し、本件公園の不法占用に伴う不当利得の返還等及び原状回復に係る原因者負担金の請求をする。

３　訴えの概要

相手方は、工事用資材置場として本件公園の一部を占用するため、平成２８年１０月７日に市から都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第６条第１項の規定による占用許可を受けた。

その後、当該占用許可の期間は満了したが、相手方は、残置物の撤去等を行わなかった。市は、複数回にわたり原状回復を求めたが、相手方はこれに応じず本件公園の不法占用を続けたため、平成２９年５月１日に市が原状回復を行った。

本件公園に係る原状回復までの不法占用により６３１，８００円相当の損失が発生し、原状回復に係る費用として７９８，３１１円を要したことから、市は、相手方に対し、これらの損失等に係る請求を行った。しかし、度重なる請求にもかかわらず、相手方はこれに応じていない。

そこで、本件公園の不法占用に伴う不当利得の返還及びこれに対する遅延損害金並びに原状回復に係る原因者負担金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

４　事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

（提出理由）

山ノ神二丁目東公園の不法占用に伴う不当利得の返還等及び原状回復に係る原因者負担金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。